お知らせ



令和 3 年 11 月 12 日

報道解禁:11月19日12時00分以降

資料提供先:浜田記者クラブ

違反車両ゼロの道路に向けて!

~【第7回】一般国道9号で特殊車両の指導取締を実施します~

浜田河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、島根県警察と協力し、 継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。

つきましては、違反車両撲滅を目指し、今年度第7回目の指導取締を以下のとおり 実施しますのでお知らせします。

〇 日 時: 令和3年11月19日(金)10:00~12:00

※ 雨天等により取締を中止する場合があります。

〇 場 所: 一般国道 9 号 (上り) 浜田市三隅 町 地内 (別紙 - 1 参照)

〇 協 力 機 関: 島根県警察 浜田警察署

○ 指導取締内容: 通行許可書の有無、内容確認及び車両計測等を行い、違反があれば、

警告等の指導を行います。(別紙-2参照)

○ 留 意 事 項: 報道解禁は、指導取締終了時刻の12時00分とします。

※ 当日取材は可能です。事前に下記問い合わせ先(取締担当)へ

ご連絡をお願いします。

※ 指導取締を行っている時のカメラ撮影は可能です。

今年度第6回(10月29日)指導取締状況及び結果

実施路線	取締場所	取締台数	許可台数	違反台数
国道9号	浜田市日脚町	3台	2台	1台





※特殊車両通行許可制度については別紙-3をご参照ください。

問い合わせ先: 国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所

副所長

平西 邦裕

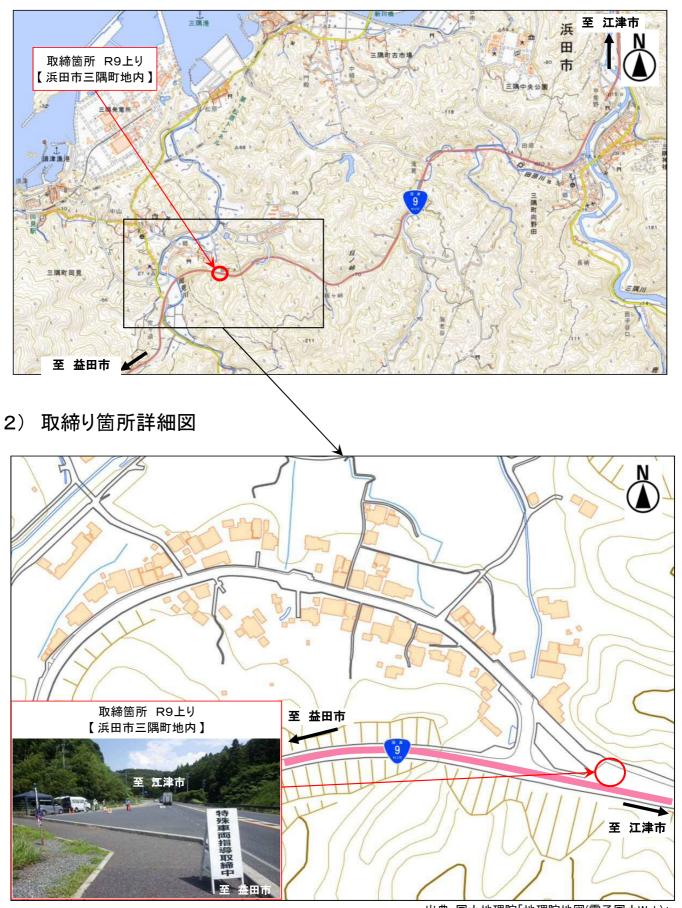
(取締担当) 道路管理課建設専門官

原幸一郎

TEL 0855-22-2480(代表)

URL http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/

1) 取締り箇所位置図



出典:国土地理院「地理院地図(電子国土Web)」

加工:浜田河川国道事務所

■令和3年度の指導取締結果

	実施日	取締台数	違反台数		違反内訳		備考
	大 爬口	4文小巾 口 致	连灰口奴	無許可	経路違反	許可証不携帯	畑つ
第1回	令和3年6月3日	2台	0台	0台	0台	0台	ひなし 浜田市日脚町
第2回	令和3年6月24日	6台	2台	2台	0台	0台	浜田市三隅町
第3回	令和3年7月14日	6台	1台	1台	0台	0台	くしろ 浜田市 久代 町
第4回	令和3年9月8日	2台	0台	0台	0台	0台	ひなし 浜田市日脚町
第5回	令和3年10月5日	4台	2台	2台	0台	0台	くしろ 浜田市 久代 町
第6回	令和3年10月29日	3台	1台	1台	0台	0台	ひなし 浜田市日脚町
	合計	23台	6台	6台	0台	0台	

■指導取締実施状況

島根県警により取締箇所へ該当車両引込 通行許可証の提示要請・目的地等の聴取



車両重量計測・寸法計測(幅)



車両寸法計測(長さ)

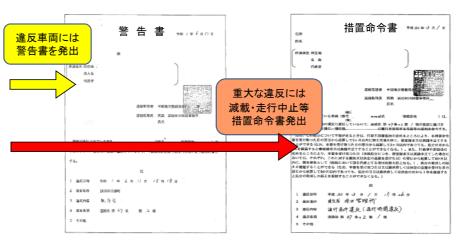


車両寸法計測(高さ)



通行許可証の確認





- ●車両を適行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- ●道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な根点」 から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- ●複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の 場合、中間を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所) で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を 行っています。
- ば、24時間全国の窓口に申請することができ、申請書の提 お願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれ 中国内容を迅速に蓄査するためにもオンラインでの申請を 出及び幹可能の交付のために際口に出向へ必要はありませ んので大変便利です。





ボイント

- > 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、[協議]に要する実費として手数料が必要。 (※行政艦士に代理申請を依頼する場合には、別盗行政器士に支払う報酬が必要となります。)
- >許可期間は車両や貨物の大きさ、量さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。
 - >申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 http://www.tokusya.ktr.mlft.go.io/PR/

き殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

丁級部の過中に強度が振い(旧島準により設計された、又は重量制張道反車両の走行等により推築した)がある場合は昨回できないことがあります。

半線かの評Dまか布温路衛提着による確認のために認覧を取ります。展開物や収大物の権済投略をする際は、その迷問を考慮した権法計画を立 ※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して稽載重量を減らした申請によって許可できることもあります!! てて下さい。 信動率検査証記載の「最大積載量」「単両報酬量」以下の重量でも許可できない場合があります。

中国地方整備局(特殊車両に関する全般及び申請に関する間合せ)

電話番号	TEL 0852-26-2131	TEL 082-281-4131
住 所	松江市西津田2丁目6番28号	広島市角区東雲2丁目13番28号
	7100-0697	₹734-0022
8	管理第一課	管理第一課
	松江国油事務所	以第四届福州 第四

特殊車両関係情報サイト

		觐		100		(II)			提供者	URL
Sec.	自申請	12	13	4	34	一	前の新	BIT	特事運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mllt.go.jp/PR/index.html
4	国の道路規制情報	8	펦	器	联	*	森	182	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html
9[]	谜	200	4	田田	鄉	0	政合市等の窓口	П	特事運用事務局	http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/indexE00000012.html



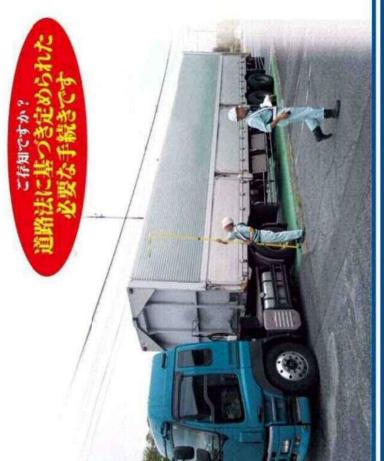
ホームページアドレス: http://www.cgr.mlit.go.jp/ 広島市中区上八丁塩6-30 TEL 082-221-9231 中国地方整備局

大型車通行選正化に向けた 中国地域連絡協議会 「選集した広報・物等を実施」

別紙一

国土交通省 中国地方整備局

特殊車両通行許可制度



特殊車両の通行による道路への影響



国民の財産として大切に使うもの

●過路の大きな、独僚は一定の基準で造られています。●基準は時代とともに役定されており、古い・職等では補格が必要になっているものもあります。

■ □ 社会・経済活動に必要不可欠なもの

「遊路通送事間法・道路通送事項の保安基準」 ・大きな・重なな米米、道路の産業と整合させています。 ・しかし、その基準を超える自動事も一定の要件を通たせば自動事として認められます。

0000

道路の規格を超える車両が存在する

※一定の基準を超える大きさの専両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可 道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

超重量車両が 橋への負担 及ぼす



仮に、大型番両1台が、業難10トンの基準よりも2トン組織した 単合は、重要に対しては約2台分、RC承徴に対しては約9台分の 豊勢が需義されることとなります。

超重量車両が及ぼす 橋梁や舗装への影響

それぞれ、舗該で4乗、RC床版で12乗といわれています。 車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、



誘導車の適切な配備をお願いします。







着個の定義、道程権要素が遂行するいかかの象人はつく認めるのかがは、議定の必能な条件を指して非ないの報告を指定を作べています。進応報告的報告を指定を作べています。通応報告は対 国等単は、カープや果しい交換点形などを適遇する際に他の交通安全を確保する たちの国際応義や無限などの素強物の保全などのために配置するものです。 ではころっての事件 ANTERIOR BEDEFIN

*** Chirosa



** その他 、 「おりの日本の名目のからは日本の本日の日本

選反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります ■ 白動作測裝置

道路脇に設置された指導収締基地に車両を引き込み、重重・寸法を計測し、 法令違反者には資物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

■取締墓地(昼夜実施)

雄反内容

X細りの方

データベースにアクセスして許可の有無等を判定。 判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を 走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。

(man)

違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します 送付します。

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を担える単四の通行には特権適用幹可の申請が必要です。

申請手続きを行わないと、100万円以下の同金が料せられます(道路法第104条第1号)。 さらに、甲戌27年2月より強反番に対する町制を強化。

特車レッドカードと称い。基準の全面以上の車両総重量で流行する違反車両を、現地収集りで確認した場合は即時告記を行います。 荷主、搬送等業者のみなむまにおかれましては、コンプライアンスの選中をお願いします。

COSMONION S

「特殊車両」に該当する車両 #Mの大きむ、単さは、MMFの法略等で下級のように決められています。

	機器の無路による階級 (非常能能・実)	特施以底の紅帯指指投稿・機能や七二機能の整権(参手を用する)	(銀幣)
から	表野 (本M・解解) 44版 できたの *トレーン等者を登出する人。 どがこれを作るます。	●「中国の日本で」という。 ・「中国の日本で」というなどので、 トレーのは実施したものます。 (それぞれが12mまで)	機能なし に対し、他の事業を定 する機能はおお
	MERCE 72.5m	m名の主体事業日	製造なし ただし情報のほか出しは 予報
初權	情報状器で3.8m (一指数形では4.1m)	国位中华北下3.8m	(一部編纂では4.1m)
### #+##+##	(小部分所でRO) (一部分所では単独の発表に 及びて着大さらり	原製20t ただし音歌事の構造に おじて個大25t	が記載り ただし事を記の機能量を 個名で参照してはならない (連集)
(※) 開催	機能が開び個大10t	#X10t	展記なし
日小田和半田	12,0m	12,0m	仮定なし

どれかしつでも超光る単語は、 「特殊専員適与許可」が必要になります。

特殊車両通行許可制度」とは

直路法第47条第1項

等級の基金を全し、又は冬季の記録を発止するため、道路との題係において必要とされる事業(人が発表し、又は実験が書儀されている場合にあってはその代表におけるものをしていた。他の異なるを表別している場面にあるものを 「単一郎に、有け及び他のは他には、「「「「「「「「「「」」」」」」」の第一郎には、「「「「「「「」」」」」」」」」の第一郎に、「「「」」」」」」」

道路法第47条第2項

単語の中の義、重要、権力、政立又は難う語者半部が表望の役をが所める語類回線を行えるものは、緩絡を進行させて存在のない。

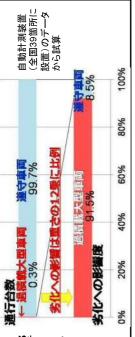
議議法第47条の2第1項 通道指表す7条の2第1項 通道指表は そとさは、原来認了原の指定なは原条第3項の規定におくれまであるためもな様にない 当該を指されたうとする者の日間に乗づいて、銀行経路、銀行総限制について、 第3の最後をはたり、以は又認定の機を使用であるためを表すを表して、「原集別「即の その定める無定規模とは関係第3項に満定するためを要求を考析して「「原集別」即の その定める無定規模とは同業第3項に満定する形態をとえる単位の指列を呼引することが

スケンション整ちミトフージ 着上ロンドナ座わヨトラージ 機能は動物はないアプーリ Day of the same 特殊車両に該当する車面 単型の形態を形したものであり参照は単数 物態等は運動を創催によって限ります。 00 T - 1 00 00000000 bag 940 Marie Constant and 新一川トリノーろ タンク単むミトレーラ 的意思セミトレーラッパフェ 製成的セミトレーラ かつき コンテナ用 あおり型セミトレーラ 四部中部第月セドトレージ いる数なにトラール 無存取セニトレージ グーングウィウ 21440-3

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

完配

3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響 は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因と なっている。※車両総重量20tを超える違反車両 0



道路橋の劣化に与える影響】

×

□> 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化ウ現地取締りで違反を確認した場合は告発(ハッドカード

告発対象者の条件

<u> 重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに</u> 車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、 車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

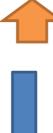
▶車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量一基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

27t

基準×2=54t







レッドカード条件:「総重量54t以

車両制限令第3条第2項に定める**「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t** ×

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止 等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあっては、 現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。 車両総重量が基準の2倍に達しない場合にあっても、 ×

告発による罰則

绁 ○道路法102条 (無許可) により、100万円以下の罰金